

# センター通信

大 夕 登 第 号  
年 月 日 令和5年 8月 1日  
添 付 書 類 有 ・ 無

宛 先 事 業 者 各 位

差 出 人 公益財団法人 大阪タクシーセンター

件 名 運転者証・事業者乗務証の様式変更について

平素は、当センターの業務にご協力いただき誠にありがとうございます。  
さて、国土交通省から本日、運転者証・事業者乗務証の様式変更について発表されましたが、本日以降交付します運転者証・事業者乗務証につきましては、新様式となります。

なお、運転免許証の有効期限の変更等訂正の伴わない、旧様式から新様式への変更につきましては、次のとおりとなります。

タクシーセンターでは、限られた人員・機材での対応となりますことから、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

① 訂正の伴わない旧様式から新様式への変更は、再交付申請（有料）になります。

<ご用意いただくもの>

- ・ 運転者証（事業者乗務証）
- ・ 手数料 2,000円
- ・ 申請書 第十号様式（第十五号様式）
- ・ 写真 6か月以内に撮影した縦6cm横4cm、無帽、無背景の顔写真（顔の大きさが3.6cm以上）、裏面に氏名・撮影年月日を記載

なお、個人タクシー事業者様は、「運転免許証」の提示が必要です。

② 一度に多くの方からの申請がありますと、長時間お待ちいただく場合があります。また、申請書類等をお預かりし、後日交付させていただく場合があります。

③ 一度に10人を超える申請をされる事業者の皆さまは、事前にご連絡ください。

以上、よろしくお願いいたします。

①の再交付申請に伴う必要書類、②の申請書類等をお預かりする場合の取扱い、③のご用意いただく書類等につきましては、準備出来次第タクシーセンターホームページでご案内しますので、ご確認ください。



国土交通省・報道・広報  
ホームページ



大阪タクシーセンター  
ホームページ

本通信に関する問い合わせ先

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見4-5-9

公益財団法人 大阪タクシーセンター 登録課

TEL 06-6933-5615 FAX 06-6933-5612